

給水装置工事の指針

第1章

総則

浜松市上下水道部

目次

1. 1	用語の略称	1 - 1
1. 2	目的	1 - 2
1. 3	給水装置の定義	1 - 3
1. 4	工事の種別	1 - 4

第1章 総則

1.1 用語の略称

略称	名称
指針	給水装置工事の指針
法	水道法
施行令	水道法施行令
条例	浜松市水道事業給水条例
施行規程	浜松市水道事業給水条例施行規程
管理者	浜松市水道事業及び下水道事業管理者
指定工事事業者	指定給水装置工事事業者
主任技術者	給水装置工事主任技術者
工事	給水装置工事及び水道施設の工事
市	浜松市上下水道部
仕様書	浜松市水道工事共通仕様書
基準省令	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令
構造・材質基準	給水装置の構造及び材質の基準
申込者	工事を施行しようとする者
「ポリエチレン管」または「PE」	水道用ポリエチレン2層管
「配水ポリ」または「HPE」	水道配水用ポリエチレン管
中高層直圧	中高層直結直圧給水方式
中高層加圧	中高層直結加圧給水方式
建物内メーター設置要綱	メーター装置の建物内設置に関する要綱
完成検査要綱	給水装置工事の完成検査等に関する要綱
開発者	開発行為を行おうとする者
担当課・室	浜松市上下水道部内の各担当課又は室
指導基準	浜松市開発許可指導基準
メーター一次側	メーターから配水管
メーター二次側	メーターから蛇口

1. 2 目的

この「指針」は、「法」、「施行令」、「条例」、「施行規程」その他関係法令等に基づき施行する「工事」についての設計及び施工に関し必要な事項を定め、工事の適正な施行を図ることを目的とする。なお、ここでいう工事とは、調査、計画立案、施工及び完成検査までの、一連の過程の全部又は一部をいう。

この指針に定めのない、配管材料、管布設工その他関連事項については、「仕様書」によるものとする。

〈解説〉

- (1) 指針は、「構造・材質基準」及びその解釈に係る事項を除き、「指定工事事業者」、「主任技術者」その他関係者に標準的な情報を提供することを目的とする。
- (2) 指針は、流量計算及び口径決定計算の例題を示すとともに、工事に関する図書の作成及び手続きを定め、工事の施行が円滑に行われることを目的とする。

1. 3 給水装置の定義

給水装置とは、需要者に水を供給するために、「市」配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

〈解説〉

- (1) 「給水装置」は、水道事業についての特有の概念であり、給水管とこれに直結する給水用具に区分される。
- (2) 「給水管」とは、配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管をいう。
- (3) 「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ホース等容易に取り外しの可能な状態で接続される用具は含まない。
- (4) ビル等で一旦水道水を貯水槽に受けて給水する場合は、配水管から貯水槽への注入口までが給水装置であり、貯水槽以下はこれにあたらぬ。
- (5) 水道メーター（以下「メーター」という。）は、法第 16 条が「供給水の汚染、漏えいを防止する」との観点から規定されている趣旨に照らして、給水装置に該当するものと解される。ただし、貯水槽の二次側に設置したメーターは該当しない。
- (6) 給水装置は、市が設置し管理する水道施設には含まれない。
- (7) 「予定線」とは、将来の水道使用に備え配水管又は他の給水管から分岐して、敷地内に設ける給水管をいう。
- (8) 「私設代用管」とは、公道、私道その他これらに類するものとして、管理者が認める道に縦断方向に布設されている給水管をいう。

※湯沸器、ウォータークーラーのように温度変化・水質変化を与える器具も直結されているものは給水装置とされる。

※工場生産段階の給水管及び給水用具は給水装置ではない。

※専用水道に設置されている給水管及び給水用具は給水装置ではない。専用水道は、寄宿舎等の自家用水道であり、全体が自家用なので、給水管及び給水用具もこれに含めた概念である。

1. 4 工事の種別

工事は、次に掲げる種別に区分するものとする。

(1) 新設 新たに給水装置を設ける工事をいう。

(2) その他

ア 改造工事 給水装置の口径又は管種の変更、給水栓の増設、部分撤去、メーター口径の変更及び給水装置の更生工事をいう。

イ 撤去工事 給水装置の全部を撤去又は敷地内でプラグ止めを行う工事をいう。

ウ 修繕工事 既設給水装置の故障部分を修繕する工事をいう。

エ 予定線工事 予定線を設置する工事をいう。

〈解説〉

(1) 新設

新規に給水装置（メーターを設置しない予定線工事を除く。）を設ける工事

(2) その他

ア 改造工事

(ア) 分岐口径及びメーター口径の双方又はいずれか一方を変更する工事

(イ) 分岐箇所、配管位置、給水栓位置、給水管口径又は管種を変更する工事及び既設給水管を取り替える工事

(ウ) 既設給水装置に給水用具を増す工事又はメーター二次側の一部を撤去する工事

(エ) 既設給水管をクリーニング及びライニングにより更生する工事

イ 撤去工事

(ア) 使用する見込みのない給水装置は、原則として分岐箇所において元止め工事を行うこと。この場合において、配水管の分岐箇所の処理方法は、市の指示によるものとする。

(イ) 市が認めた場合は、既設給水管を残し敷地内プラグ止めとすることができる。

(3) 修繕工事

給水装置の原形を変えないで給水管又は給水用具の部分的な破損箇所を修理する工事（厚生労働省令で定める軽微な工事を除く。）

※厚生労働省令で定める軽微な工事

配管を伴わない単独給水栓の取替え並びに補修及びこま・パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の取替えをいう。

なお、単独給水栓とは、湯水を混合して吐出する機能を有せず（混合給水栓ではなく）、手動により作動する給水栓をいう。

また、単独給水栓の取替えとは、単独給水栓から単独給水栓への取替えをいうものであり、同型の単独給水栓への取替えに限るものではない。

(4) 予定線工事

他工事との同調、区画整理事業、開発行為その他必要に応じて行う工事